

災害歯科保健歯科衛生士育成研修・更新研修について

災害歯科保健委員会

平素より、本会の災害歯科保健活動の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。過日送信いたしました研修案内についての訂正と、ご質問に対しての追加説明をさせていただきます。

1. 誤り：災害歯科保健歯科衛生士の任期は登録年度を含む 4 か年度

訂正：登録年度を含む 5 か年度

説明：この登録は日本歯科医師会の研修制度に合わせて変更したものです。登録年度を含む 5 か年とします。今年 2025 年（令和 7 年度）に受講される方は 2029 年（令和 11 年度）が有効期限となります

2. 質問：日本歯科医師会の災害歯科保健医療 e ラーニング（基礎編・標準編）をすでに令和 6 年度・7 年度に受講している方については再度受講が必要ですか？

説明：令和 6 年度・7 年度に日本歯科医師会の災害歯科保健医療 e ラーニング（基礎編・標準編）を受講された皆様におかれましては修了書を PDF で提出してください。修了証が無い方、及び令和 6 年度以前の研修（内容が変わっております）を受けた方は再度受講ください。

注意：令和 6 年度に受講した方で修了証をダウンロードしていない方は、既に交付期間が過ぎており再交付はできません。また日本歯科医師会に問い合わせはできません。令和 7 年度に受講した方はダウンロードが可能です。

修了証（PDF）のサンプル

修了証の送付先アドレス：saigai.dh@gmail.com

（都道府県名、会員番号、氏名を記載して
基礎編・標準編 2 枚送付してください。）



補足：育成研修・更新研修共に日本歯科医師会の災害歯科保健医療 e ラーニング（基礎編・標準編）に加え、日本歯科衛生士会の動画「災害歯科保健歯科衛生士登録から派遣まで」の視聴が必要です。動画は研修期間である 9/1～10/31 間に日本歯科衛生士会の Web サイトに掲載されます。

3. 更新研修対象者の前倒し受講について

災害時の支援に備えることを目的に、今年度更新に該当しない方（令和 6 年度登録者）も JDAT 研修をより早く受けていただきたいため受講可能としました。もちろん、次年度の更新でも問題ありません。

4. 質問：更新研修の方の名簿は必要なのか？

説明：育成研修については新規登録のため推薦名簿が必要ですが、更新研修につきましては、日本歯科衛生士会で受講の有無が確認できますので名簿の提出は必要ありません。ただし、更新研修の受講対象者へのご連絡は貴会よりお願いいたします。（日本歯科衛生士会からご連絡はいたしません）対象者については Web サイトの災害歯科保健歯科衛生士登録者名簿を参考にしてください。統括ロジブロック LINE のノートにも名簿の URL を貼付しております。

「災害歯科保健歯科衛生士登録者名簿」



* なお、育成・更新研修共に登録証（カード）の送付はございません。